

「学校現場において法教育を普及させるための方策について」

高等学校公民科の教諭として法教育実践を行った経験を基に提言する。

まず法教育の意義について述べる。法教育は現代教育界における「黒船」である。授業を従来の知識注入の時間から、生徒が能動的に行動し、思考したことを互いに論じ合い発表・表現するという時間に変える。この効果は、大学受験に縛られて授業を行う傾向にある高校では顕著である。過去に私が実践した法教育授業後のアンケートでは、常に9割以上の生徒が継続して法教育を受けたいと望んでいるという結果が出ている。しかし、本県弁護士会が本年度中国地方5県の教育委員会と教員研修所を対象に実施したアンケート調査によれば、その過半数以上で法教育に関する教育実践がなされていない、あるいは今後導入を検討したいという段階に留まっている現状が明らかとなった。残念ながら法教育の認知度は低いと言わざるを得ない。

そこで法教育普及の第一のポイントとして提言したいのは、広報活動の充実である。本年4月から6月にNHK教育テレビで放映された「ハーバード白熱教室」は好視聴率を獲得し、8月に来日したマイケル＝サンデル教授の東京大学での講義は世間の耳目を集めた。あわせて本年11月からは日本版の白熱教室が放映されることになっている。徐々にではあるが法教育は認知される方向に動きつつある。こうした動きを逃すことなく、前述のテレビ番組とも提携をはかること、更に法務省と文科省が現在行っている法教育シンポジウムを拡大して実施し、法教育の認知度を上げることが目下の急務である。特にシンポジウムに関して重要なのは、年1回1カ所で開催するのではなく、最低でも各都道府県で年1回は実施すること、その際必ず法教育実践を経験した生徒をそのメンバーに取り込むことである。生徒の生の声、しかも自発的かつ肯定的な意見が現場を動かすには最も効果的である。同時にマスコミにも協力を求め、法教育に関する広報活動や教育実践を出来るだけ取り上げてもらい、世論の一層の喚起をはかるべきである。

第二のポイントとして提言したいのは、人材の確保および育成についてである。法教育を実践する際、留意すべきは、法教育と司法教育との違いを明確にすることである。司法に関するシステムや制度を教えたり、裁判傍聴させたりすることを法教育と誤解する向きが非常に多い。これは司法教育を指

す。法教育とは法に関するテーマを用いて価値の葛藤（モラルジレンマ）を引き起こし、徹底して思考させ、他者の意見も聞いた上で、根拠のある自己意見を主張出来る自律した市民を養成する。このことこそが法教育最大の獲得目標であり、新学習指導要領がいうところの「法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせる」ということである。このためには「自由」や「平等」といった価値概念について教える必要があると共に、トウルミンロジックなどの利害を公正に調整するための技能についても教える必要がある。つまり法教育には専門的な知識や技能を持った人材が必要なのである。

しかもそれは教員でなくてはならない。なぜならば、法教育はあくまでも教育現場における教員による教育実践であるからだ。教育現場におけるこうした意識の欠如が法教育の普及を阻む最大の要因である。学校内で行われる教育実践を創造し、最終的に責任を負うのは、生徒の伸長を願い、自らの研鑽を求め続ける現場の教員であるべきだ。法教育を行う時、第三者から助言を受け、授業をアシストしてもらうことはあっても、決して出前授業という名目で授業を丸投げするということがあってはならない。

そしてこの前提に立った時、公民科教育に見識を有する教員の人材確保が急務である。高校現場では 1994 年度から学年進行で、それまでの社会科が地理歴史科と公民科に分かれた。この改正の趣旨はいうまでもなく高等教育における専門性のより深い探究にあり、法教育の重要性が叫ばれる今日にあってはまさに先見性のある措置であったと考える。しかし、実態としては公民科の教員採用試験を実施していない都道府県は多い。この背景には、高校受験や大学受験で歴史分野の比重が高いことが挙げられる。受験のために歴史を専攻する教員の採用は毎年行われるものの、公民を専攻とする教員の採用は極めて少ない。また、地理歴史を専攻する教員で公民の免許状を有する者が多いことから、地理歴史の教員を採用することで公民教員の採用に代替するという都道府県も多い。

しかし、先の改正の趣旨を教育現場、ことに高等教育の現場に反映し、法教育を推進するためには、早急に公民科の教員採用を全国的に拡大させることが必要である。現状を打破するためには、大学教職課程について 1 学部 1 免許状交付の原則を遵守し、さらに公民科単独の採用試験の開催を法改正や

文科省令などにより都道府県教育委員会に強く働きかける必要がある。

同時に法務・文科両省は省庁の枠を超えた協働により、今まで地理歴史教育重視の陰に追いやられていた公民科教育の発展を援助すべきである。その第一歩として「法教育専任指導主事」を各都道府県の教育委員会に新設すべきだ。予算編成の中で特別枠要求として「法教育専任指導主事」を置くことを始めとする公民科教育充実のための予算獲得に両省共同であたるべきである。それが難しいのなら、法教育に取り組みたいという教員が相談をすることが出来、また電子メール等で教案や教材の指導などを受けることが出来る部署や担当者を都道府県の教育委員会および両省内に設けるべきである。

また、国立大学法人の教育単科大学に、法教育専門の年単位で実施される長期研修プログラムを開設させ、地域の法教育普及の中核的役割を担わせることや、法教育エキスパート養成のために国費で英国などの法教育先進国に留学できるプログラムなどを実施することも肝要である。現状としては大学教育においても法教育の専門家は少ないので、実施する場合その対象を大学教員にまで広げることが更に効果を高める。また法教育普及の度合いを見ながら、長期研修プログラムをその他の大学に広げていくことも重要である。

併せて既存の人材を活用するという視点も重要である。私法領域に関する「法やきまりに関する学習内容の充実」については、高校家庭科や商業科の新学習指導要領にも盛り込まれており、公民科の授業実践にこだわるだけでなく、「総合的な学習の時間」などを活用して複数教科の教員がチームティーチングの手法をもって法教育の授業を行うなどの工夫がなされる必要もある。

第三のポイントとして提言したいのは、研究指定校制度の活用と、学校の枠を超えた実践の推進である。既知の通り「キャリア教育」などにおいて文科省は研究指定校制度を設けている。この制度を法教育にも応用すべきである。すでに全国でいくつかの学校が法教育の研究指定を受け、その実践に取り組んだようである。しかし、その成果はほとんど知られていない。また研究指定が終わった途端に該当校の法教育実践も途絶えたように側聞している。この反省から、単年度事業で実施するのではなく高校におけるスーパーサイエンスハイスクールやスーパーランゲージハイスクール制度のように複数年度に渡り、かつ輪番的に研究指定校を設定するスーパーローハイスクール制

度を創設してはどうだろうか。その実践は年度ごとにまとめ、該当校の生徒によるキャラバンを結成し、全国的な広報活動や普及活動を行うのである。

また、高等教育現場と比べて規模が小さい義務教育現場にあっては、現在全国各地の弁護士会が実践している「ジュニアロースクール」のように長期休業などを使い、一定地域ごとに学校の枠を超えて希望制講座を実施するのも効果的である。もちろん講座には教員の参加も認め、新たに地域で法教育を実践してくれる核となる教員を養成する役割も担わせるのである。

第四のポイントとして法教育導入の工夫について提言する。法教育は積み上げ型の学習である。法教育普及段階の現在にあっては、その実践をしようと思った場合、「読む力」「書く力」「他者と話し合う力」といった内容から取り組まなければ、とても時事問題をテーマに「公正」・「正義」といった価値葛藤に挑むというような、最終的に法教育が目指そうとする授業は成立しない。だから、法教育は初等教育段階から網羅的・系統的実践が行われなければならない。平成 23 年度小学校から順次新学習指導要領が完全実施になることを考えれば、当面は小学校における法教育の実践を最も重視すべきだ。

ここで大切なのは「導入は簡便に」という考え方である。法教育の導入を考える時、いかに生活に身近なテーマから入るか、いかに短い時間で完結するか、いかに多くの教員を巻き込むことが出来るか、これが重要なポイントである。導入段階では、学活の時間などを使い、その実践も年に数時間程度に収め、最初は思考力を高めることを目標として構成的グループエンカウンターなどの手法も取り入れながら始めるのである。導入をいかに現場に負担が少なく、かつ内容は実りあるものとするかが普及の重要な課題である。

第五のポイントとして提言したいのは、いかに関係諸氏が連携をとりながら法教育実践を行うかということである。地域・年齢・校種・職種などを超えてあらゆる人々が法教育の重要性を認識して繋がっていくことができるかは普及の大きな鍵となる。その方策として4点提言する。

第一に大学教育との連携について述べる。法教育に関する教員研修を大学教育とタイアップして進めるべきである。大学生で教職、特に公民科・家庭科・商業科を専攻しようとする学生と、現役の教員を、集中講座を開設し同じ講座で学ばせ、法教育に関する教材を大学の教員も含めて共同で開発させ

る仕組みを作るのである。この際、研修は法定研修とし、全ての校種で毎年最低一名は参加させること、つまり参加する教員は必ずしも公民専攻の教員とはせず多くの教員に門戸を開くことも重要である。

法教育を実践する上で最も困難かつ時間を要するのは教材やプログラムの開発である。しかし大学教育と連携し、さらにその研修を法定研修と位置付けることで、法教育の教材開発に生徒に近い若い感性を取り込むことができると同時に、教育現場の実態に即した実現可能かつ斬新な教材開発の可能性が高まる。併せて開発された教材は著作権フリーとして法教育推進協議会のホームページなどにアップロードすることにより全国的に共有するシステムを作る。ただし、提供された教材がそのまま使用できないのが法教育の特徴である。法教育の教材は校種、対象生徒、実施教科、実施時間などにあわせて細かいカスタマイジングが必要である。これには前述した様に関係諸氏の助力を仰ぐことができる相談窓口を教育委員会などに設けて対応する。

第二に法曹との連携について述べる。これに関しては、チームティーチングのパートナー、すなわち授業の共催者として協力を仰ぐことが不可欠である。具体的には授業実践の前段階で、教案に対して専門家の見地から助言を得ることと、生徒の話し合いやディスカッションが主体となる授業において話し合いのコーディネーターとして加わっていただくことを意味している。一人一人の生徒の能動的な動きを授業の中で引き出すためには、一人の教員で授業を切り回すことは現在の40人学級においては物理的に不可能である。こうした観点から、専門性を有する法曹が授業に加わっていただくことの意義は、生徒にも、授業実践しようとする教員にも大きい。

加えて、法教育への参加を司法修習生の選択修習のプログラムに導入すること、またロースクールの選択科目として導入することを提言する。法曹の卵が生徒に教えるという立場に立つことで、机上の知識だけでは駄目だということに気づき、自らも市民の目線に立ち、刑事法の原則や人権等を子どもたちに伝え、共に悩み考える。まさに教えることで自らも学ぶのである。このことは法曹の卵が実務に就いた時、何ものにも代えがたい貴重な経験となる。また生徒の側からすれば、親しみやすい法曹の卵からより市民感覚に近いフレッシュな助言を授業の中で得られるという意義がある。

第三に地域との連携について述べる。私が行った模擬裁判の実践は、地域住民にも参加を呼び掛けるとともに生徒と地域住民を同じ評議体に混ぜた。これは生徒からもまた地域住民からも評判は良かった。考えてみれば実社会において我々が法的思考を必要とする時、その対象は必ずしも同年代とは限らない。むしろ異なる年代の方々と話し合い、その中で自己意見を主張することの方が多いのではないだろうか。そうした意味から法教育の実践を出来ることなら一般にも開放し、生徒とともに思考し、話し合うことができる環境をつくることが重要である。具体的には週休日の模擬裁判の開催などは効果的であろう。同時にこのような実践により、学校が地域の教育センターとして地位を確立するという副次的な効果も期待できる。

第四にマスコミとの連携について述べる。現在日本新聞教育文化財団がN I E (Newspaper in Education)を推進している。N I Eとは「教育に新聞を」と訳され、新聞を教材にする学習手法である。法教育において時事問題をテーマとして取り上げ、複数の新聞記事を教材として使用することは既に行われている。著作権の問題や特定の新聞記事を扱うことがすでに教員の価値観に偏った教育実践であるという批判など乗り越えるべき課題もあるが、新聞記事を教育活動に活かそうとするN I E活動と連携をはかることは十分に考慮されるべきである。単に法教育に関する事柄を報道してもらうだけではなく、マスコミ自身が生み出す記事や映像そのものを教材として活用することで、マスコミと法教育とのより高度な連携が生まれ、また協力関係が築かれる。

最後に私の想いを述べさせていただく。司法制度改革、市民の司法への参加の重要性が叫ばれる現代にあって、我々は決して傍観者であってはならない。法教育実践後に実施した生徒アンケートの記述欄に「法教育の授業を、病気で休んで受けられない日があったことが残念だった。」というコメントが見られた。いままでの知識注入型の教育実践では経験したことのない衝撃的なコメントであった。法教育はこれほど生徒を前向きにさせる教育実践である。ただし、その実践には様々困難が伴い、普及への道のりは険しい。しかし、「大人が変われば子どもが変わる。子どもが変われば未来が変わる。」この発想に立たせば困難も喜びに変わる。我々大人が、そして何より教育現場が「道なきところに道を拓く」、今まさにその気概が問われている。